

泉崎村立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月
泉崎教育委員会

目 次

1	計画の趣旨・現状	2
2	目標	2
3	計画の期間	3
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5	関連する取組、 今後のフォローアップについて	4

1 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

泉崎村で働く教職員の時間外在校等時間、教職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を定め、教職員の業務量・健康確保の適切な管理を行う。

(2) 泉崎村の現状

泉崎村では、福島県教育委員会が定める「教職員働き方改革アクションプラン」に基づき、教職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。具体的には、毎月各校教職員の時間外在校等時間を集約し、園長・校長会で提示、指導・助言を行ってきた。こうした取り組みの結果、本村における教職員の時間外在校等時間の状況について、令和7年度は、下記のとおりであった。

【令和7年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月37時間	28%	3%
中学校	月56時間	56%	8%

令和7年度の小中学校の時間外在校等時間は、校務運営システムの管理上、土・日のすべての部活動時間等が含まれていなかった。そのため、令和7年12月に校務運営システムの管理方法を変更し、土・日の部活動等の時間も正確に反映できるようにした。そのため、特に中学校においては、教職員の時間外在校時間等が増加すると考えられる。

上記のように、時間外在校等時間は、小中学校を比較すると45時間を超える割合が中学校で56%と小学校の倍以上となっている。このことは、教職員の中心的業務である授業以外の業務（特に中学校の部活動指導業務）の負担が大きくなっているためと考えられる。このことから、授業以外の業務の精選を図ることにより、教育の質向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要な現状にある。また、小中学校ともに教頭の45時間を超える割合は100%となっており、このことも大きな課題である。

以上のことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき計画を策定するものである。

2 目標

本計画において達成を目指す目標は次のとおりである。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ① 1ヶ月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ② 1年間における1ヶ月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ① 年間の年次有給休暇の取得日数を14日以上にする。【令和7年度13日】
- ② 男性職員の育児休暇取得率の向上を目指す。
- ③ 教職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3 計画の期間

本計画は令和8年度から令和10年度とする。毎年度見直しを行う。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本村では、本計画期間中の重点事項として、次の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

① 学校以外が担うべき業務

- 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
・教育委員会が直接苦情等に対応する相談窓口となり、首長部局とも連携して学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、当該苦情等に対応できる体制を構築する。

② 教師以外が積極的に参画すべき業務

○調査・統計等への回答

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、村から学校に発出される調査の回答の方法などを精査し、学校の事務負担を軽減する。

○部活動

- ・文部科学省が定める令和13年度までに、原則、休日の全ての部活動の地域展開の実現を目指す。平日の部活動の活動時間の適正化を図り、部活動指導員の配置拡充等を進める。

③ 教師が担う業務だが負担軽減すべき業務

○授業準備、学習評価や成績処理

- ・授業や採点作業等を補助する村講師、学習支援員を計画的に配置し、教職員の負担軽減を図る。
- ・県から配置される教育業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の効果的な活用を図る。
- ・ICT等の活用により、授業準備、採点作業や成績処理等にかかる事務負担を軽減する。

○支援が必要な児童・生徒・過程への対応

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャル・ワーカー等の専門的な知見を活用しつつ、教職員が連携・協働した支援体制を構築する。

(2) 学校における措置の推進

①学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数は標準授業時数で計画し、大幅に上回って編成することのないようにする。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ・1ヶ月時間外在校等時間が80時間を超える教職員に対して、勤務時間や勤務状況等を適切に把握した上で健康障害防止に必要な場合には、希望する者に対して医師による面談を実施する。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を図る。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・学校における定時退校日を月2回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に1週間程度の一斉閉校期間の設定を行う。
- ・早出遅出勤務制の導入について検討を行う。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、村内各学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、定期的に村のHPで公表するとともに、定例の教育委員会、学校運営協議会において報告することとする。
- (2) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本村で導入している校務支援システムで把握し、その目標については、本村で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- (3) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- (4) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (5) 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治体等に対して、本村における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体的な項目について協力を得られるように取り組む。